

5章

事業の進め方



「スマート農機を使用した耕起作業」

(富山市)

I 事業実施までの流れ

農業農村整備事業は、農地や農業用水等の基盤を整備し農業の成長産業化及び国土強靱化を推進することにより食料の安定供給を図るとともに、農業・農村の多面的機能の発揮や農村地域の活性化を図るなど、県民のいのちや暮らしを支える公共性・公益性の高い事業です。

事業の実施にあたり、まずは地域の課題・ニーズを把握し、地区構想の検討を行います。その際、施設の老朽化や少子高齢化、米消費量の減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ、地域の将来を明確にするため、多様な人材が参画した地域ぐるみの話し合いが大切になります。

また、行政が伴走しながら実現性のある営農計画や目的に応じた事業内容を適切に盛り込むなど、事業の必要性・緊急性・妥当性を十分に整理し透明性の高い事業計画を策定したうえで、事業を実施します。

■事業実施までのフロー（主な農業農村整備事業の事例）

地域の課題・ニーズ

- ・担い手への農地集積による農作業の効率化
- ・市場のニーズを踏まえた園芸作物の導入
- ・農業水利施設の老朽化が進行
- ・気候変動に伴う集中豪雨等による水害、土砂災害の発生



狭小・不整形なほ場

地区構想の検討

- ・地域の課題・ニーズの把握
- ・事業区域、事業の進め方等の調整
- ・農業者及び農業関係団体、市町村、県など幅広い関係者による話し合い、地域の将来構想取りまとめ



関係者による話し合い

事業計画の策定

- ・事業の必要性、緊急性、妥当性の整理
- ・地域の将来を見据えた営農計画作成
- ・施設の劣化状況に応じた老朽化対策の検討
- ・施設の規模、構造の検討



耕土厚調査

事業の実施

II 事業実施の推進体制

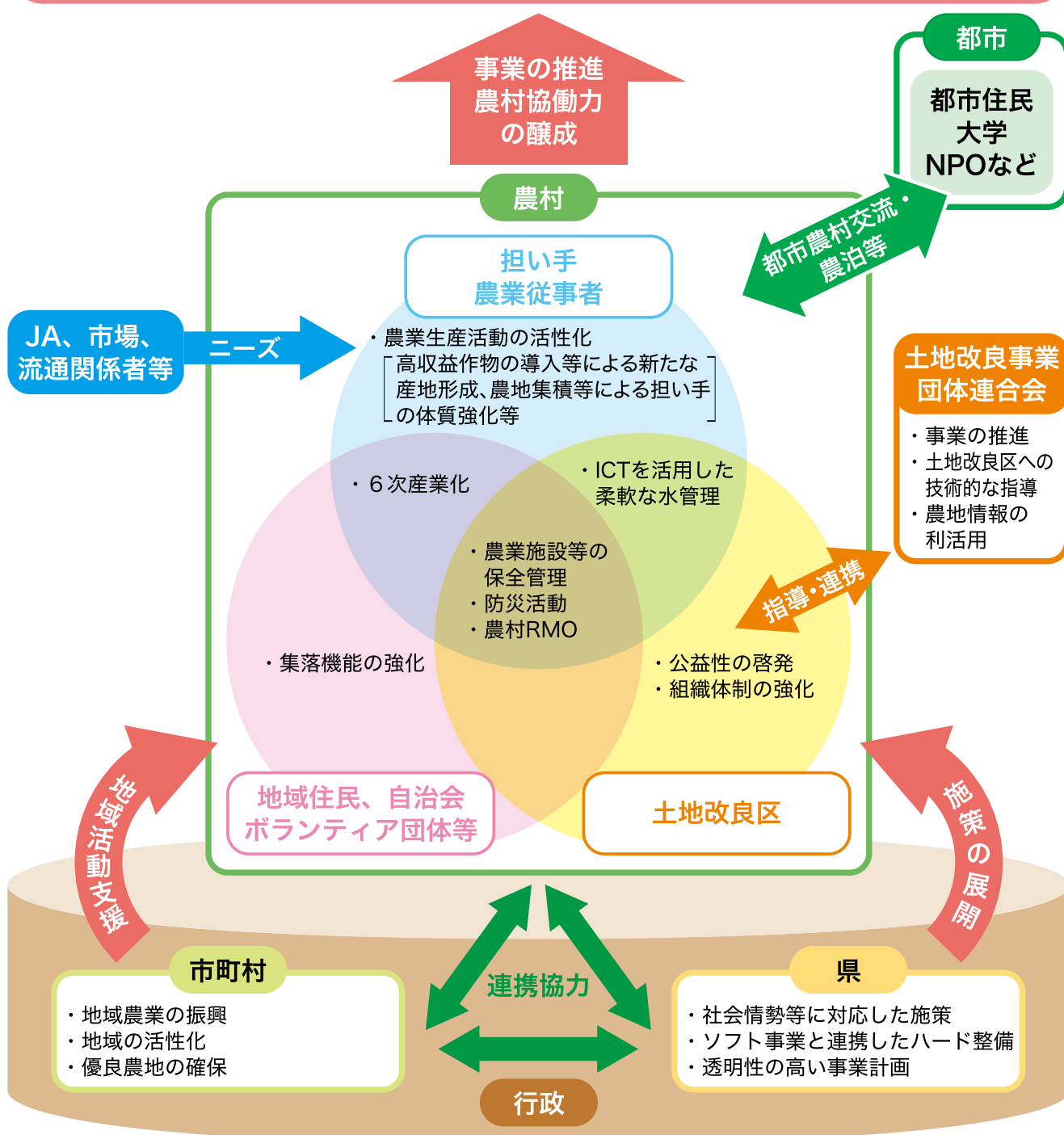
農村地域では、農業者や地域住民、自治会、土地改良区等の関係者が、それぞれの役割を果たしながら、連携して農業生産や農業水利施設の保全管理、集落機能の維持等が行われています。

また、農村地域における都市住民等の関係人口を増加するための都市農村交流の取組みや、農業所得の向上、新たな担い手の確保に向けた市場等消費者ニーズを踏まえた園芸作物の生産など、農村地域に関係する多様な人材と連携した取組みが期待されています。

これらの農村地域の取組みを継続的に実施していくため、県や市町村はこれまで以上に連携して地域活動の支援や施策を展開し、下支えし続けることで、持続可能な「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」を実現します。

■事業推進の役割分担とそれぞれに期待される役割の発揮

持続可能な「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」の実現



III 県民への広報

農業農村整備事業の実施だけでなく、農地や農業水利施設の適切な維持管理や、多面的機能の発揮、農村地域の維持振興のためには、都市住民も含めた県民の協力が必要であることから、広報・広聴連絡会議を活用し、多様な広報手段を組み合わせながら、県民とのコミュニケーションを図ります。

広報の視点

- 農業・農村の役割や大切さ
 - ・農産物の生産、供給
- 農業農村整備事業の目的
 - ・土地改良施設の役割や歴史
 - ・農業農村整備事業の内容や効果
- 地域資源の保全と住民参加
 - ・農業・農村の多面的機能
 - ・自然環境の保全
 - ・農業用水路の安全対策
- 都市と農村のつながり
 - ・農村の魅力
 - ・都市農村交流の取組み

広報の手段

広報活動の実施にあたっては、内容や対象に応じて、パンフレットやSNS、参加体験型の広報活動等を効果的に組み合わせます。

【広報活動の例】

- SNS等の活用
 - ・水土里探訪ブログ (Facebook)
 - ・X (旧ツイッター)
 - ・ホームページに広報動画を公開
- 各種イベント等による優良事例紹介
 - ・水土里フォーラム
 - ・「ワクワクとやま」むらづくり推進大会
- 参加体験型のイベントの開催
 - ・水土里探訪ウォーク
 - ・農山村写真展



IV 事業における環境への配慮

農業農村整備事業の実施にあたっては、対象地域の事前調査を十分に行い、自然生態系の保全と創出を図るため、「環境配慮5原則」に基づく工法等を採用するとともに、自然環境の保全の意識啓発に努めます。

■環境配慮5原則

環境配慮5原則

回避 (avoidance)

行為の全体又は一部を実施しないことにより、影響を回避すること

最小化 (minimization)

行為の実施の程度又は規模を制限することにより、影響を最小限にすること

修正 (rectification)

影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復することにより、影響を修正すること

影響軽減 / 除去 (reduction/elimination)

行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減又は除去すること

代償 (compensation)

代償の資源又は環境を置換又は供給することにより、影響を代償すること

湧水池の保全

湧水など環境条件が良く、繁殖も行われているような生態系拠点は、現状のまま保全

生物多様性に配慮した用水路

水辺の生き物の生息が可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化

魚道の設置

落差工により水路のネットワークが分断されている状況を魚道の設置により修正

一時的移動

環境の保全が困難な場合、一時的に生き物を捕獲・移動し、影響を軽減

代償施設の設置

多様な生物が生息する湿地等を工事区域外に設置し、同じ環境を確保

■モニタリング

環境配慮対策の効果等を確認するとともに、問題点を改善するために、事業完了後にモニタリングを継続して実施します。